

《翻訳》

英米知的財産権法関連判決集

〔フェア・ユース〕

——Lawrence v. Dana, Federal Cases, Vol. 15, 25

[Case No. 8, 136] (C.C.D. Mass. 1869) (1) ——

松 川 実

《訴訟関係者等》

原告：ウィリアム・ビーチ・ローレンス (William Beach Lawrence, 1800–1881) 本書第6版、第7版編集者

原告書籍：Henry Wheaton, Elements of International Law, 6th edition, with the last corrections of the Author, additional Notes and Introductory Remarks, containing a Notice of Mr. Wheaton's Diplomatic Career, and of the Antecedents of his Life, by William Beach Lawrence, Formerly Charge D'affaires of the United States, at London, Boston: Little, Brown and Company 1855, 728 p.

原告訴訟代理人：ベンジャミン・R. カルティス (Benjamin Robbins Curtis, 1809–1874) 元連邦最高裁判所裁判官 (在職 1851–1857 年)

被告：リチャード・ヘンリー・ダナ (Richard Henry Dana, Jr., 1815–1882) 本書第8版編集者

被告：チャールズ・コフィン・リトル (Charles Coffin Little, 1799–1869) 出版者

被告：オーガストウス・フラッグ (Augustus Flagg) 出版者

被告：ジョン・バートレット (John Bartlett, 1820–1905) 出版者

被告：ヘンリー・J. マイルズ (Henry J. Miles) 出版者

英米知的財産権法関連判決集 (松川)

被告: マーサ・B. ウィートン (Martha B. Wheaton, 1802–1881?) 書籍の著
作者ウィートンの娘

被告書籍: Elements of International Law, by Henry Wheaton, L.L.D.,
Minister of the United States at the Court of Prussia; Corresponding
Member of the Academy of Moral and Political Science. In the In-
stitute of France; Honorary Member of the Royal Academy of Sci-
ence at Berlin, etc., etc. Eighth Edition. Edited, with Notes, by
Richard Henry Dana, Jr., LL.D. London: Sampson Low, Son, and
Company. Boston: Little, Brown, and Company. 1866, 749 p.

被告訴訟代理人: ソーントン・K. ラスロップ (Thornton K. Lothrop,
1830–1913) 弁護士

被告訴訟代理人: ウィリアム・G. ラッセル (William G. Russell, 1808–
1869) ディア弁護士

被告訴訟代理人: シドニー・バートレット (Sidney Bartlett, 1799–1889) ホ
イトン家弁護士

被告訴訟代理人: コースティン・ブラウン (Causten Browne, 1828–1909)
弁護士

ウィートン家の代理人パーソンズ教授 (Professor Parsons, Dane Law
School) ハーバード・ロー・スクール教授

証人: スローロウ (James Jackson Storrow, 1837–1897) 弁護士

裁判所: マサチューセッツ地区巡回裁判所

裁判官: ネイサン・クリフォード (Nathan Clifford, 1803–1881) 最高裁判
所裁判官

ジョン・ローウェル (John Lowell, 1824–1897) 巡回裁判所判事

裁判所主事: ヘンリー・W・ペイン (Henry W. Paine, 1810–1893) 弁護士

判決日: 1869年9月20日

判例集: 4 Cliff. 1¹⁾; 2 Am. Law T. Rep. (N. S.) 402²⁾; 7 O. G. 81.

【著作権・合意の覚書・契約・詐欺, 著作者ではない著作権者・著作物の編集者・注・続編の編集・同一性に関する専門家の証拠・誤植の偶然の一致・文学的労働】

1. 当事者が、その当時、契約とは考えないで合意の覚書を交わしたが、その後、その覚書を契約と考えるようになり、その理解にしたがって相手に履行させようとした場合に、その覚書での当事者の権利は、そこで用いられた言語と諸般の事情から交渉の対象を確認しなければならない。
2. 本件の覚書に含まれた取り決めは単なる提案ではなく、完結した合意を構成するものと判断された。
3. 単なる提案であれば、その提案が相手方によって受け容れられる前は、一般的に撤回することができる。通常の契約の場合、当事者双方が未履行であれば、一定の場合に失権したものとみなされる。つまり、互恵的な条件に従属し、そして、自分の訴権に先立つ条件として、相手方に履行させようとする者が自分に要求されている履行をしない場合には、失権したものとみなされる。
4. ある当事者が、特殊な契約を設定することは禁反言により禁止されるかも知れない。つまり、高価な対価と引き換えに、その便益を断念したり、その約束を執行しないために、法の適正な形式で合意したような場合、あるいは、相手方に意図的に契約は解除されたと、ないしは執行されないと信じさせたり、その結果、そのような相手方を、彼の金銭的損害に対する考えに基づいて行動するように誘導した場合に、禁反言により禁止される。

1) (原注) 1: 本件は、ウィリアム・ヘンリ・クリフォード (William Henry Clifford, Esq.) によって報告され、その許可を得て再録した。Reports of Cases Determined in the Circuit Court of the United States, For the First Circuit, from May Term 1869, to May Term 1878, by Hon Nathan Clifford, LL.D., Associate Justice of the Supreme Court, assigned to said Circuit. William Henry Clifford, Counselor at Law, Reporter, Vol. IV, Boston: Little, Brown and Company, 1878.

2) (訳注) American Law Times Reports (New Series), Vol. 2, 402.

5. 一方では執行され、他方では履行されなかった契約は、その義務を履行した当事者に関連している限り、何も双方の当事者によって履行されなかった契約とは、非常に異なった原理の下で機能している。そのような状況で保証された権利は既得権となり、課された義務は絶対的なものとなる。
6. 仮に義務違反を行おうとしている当事者が、自分に課された義務を回避しようとするならば、その者は、以下のことを主張し、証明しなければならない。つまり、自分には免除に相当する新しい契約が存在すること、相手方がその利益を放棄するために現実の合意によってその義務を履行することが禁じられていること、あるいは自分が、相手方の了解のもと、ないしは相手方の意思表示によって意図的に欺かれていたことである。
7. 本件では、この関連で、禁反言が妥当するような要素は全くない。なぜなら、原告は自ら覚書を破棄することに合意していなかったからである。
8. ある覚書が作成され、それに合意がなされた。その後、原告は書面で「慎重に考え、W 夫人から、何であろうと、どんな書類も受け取らない。それゆえ、封を切らないままに送り返すことを決心した」と述べている。これは、つまりは、正式合意に対する修正案を意味する。一連の交渉において合意以前にあった事情や合意に関係する問題をどのように見るかにつき、このように解釈されると判断されたならば、その供述、覚書、覚書の放棄とも矛盾することはない。
9. 内容が疑わしい表現も、原告側で契約を履行したということに対する抗弁を支持するのには十分でない。
10. 禁反言は、以下のような場合にしか、真実を閉め出すことはできない。つまり、相手方が侵害の責任を負わせるために意図的に言及する主張が、通常の注意力をもった人であっても、それは真実であると誤解してしまうようなものであり、事件の真の状態を示すものとしてその主張をもとに行動しなくてはならないと信じるように、その主張を信頼した結果、自分自身には過失ないのにその責任が課されそうとしている侵害に対して抗弁を主張しようとしている当事者を保護するために必要な場合だけである。

11. これらの主張は真実であると証明されなければならない。そして、平易な意味を超えて拡大して解釈されてはならない。
12. 争点の一部につき原告の請求を被告はあえて認めようとしていることを示すために、十分な証拠が存在するが、それでも、原告が合意のもともとの覚書に従うことを選択し、そして、その部分が覚書に含まれていなかったもので、結局、原告はその部分を放棄したものといみなされた。
13. 詐欺 (fraud) が契約の抗弁として主張されているとき、その立証責任は、それを主張している当事者にある。そして、それは十分に立証されなければならない。
14. 当事者間の書簡から引き出そうとされた推論は、そうでなければ合法的かつ拘束力のある契約を締結する際に詐欺という抗弁を立証するには不十分である。
15. 現行著作権法の下では、著作権は同1条³⁾に定められた種類の書籍の著作者に付与され、その著作者は合衆国の市民でなければならない。
16. 遺言執行人、遺産管理者および著作者の法定譲受人も同1条の範囲内に含まれる。
17. 著作者が保有者である場合、その者に著作権が付与される。しかし、仮に、その者がその保有権を手放した場合には、法律上の要件は、地方裁判所の書記官がその権限の写しを捺印して権利者に交付するということである。
18. 書籍の権利者には、著作者でなくとも、同4条⁴⁾の規定に基づき法の

3) (訳注) 1831年法1条:「合衆国の市民ないしは居住者であって、本法成立後、書籍、地図、海図、楽曲を作成し、作曲したが、それらが印刷も発行もされていない場合、あるいは、本法成立後に、書籍、地図、海図、楽曲を作成し、作曲した場合には、その者は著作者として、あるいは、発明、設計、食刻、彫刻、刺繍し、ないしは、彫刻させ、食刻させ、自分のデザインないしは何らかの捺染あるいは彫版から刺繍させた者、さらにその遺言執行人、遺産管理人、権利承継人は、そのような書籍、地図、海図、楽曲、捺染、版画、あるいは彫版を全体としてあるいは部分的に、印刷、再版、発行、そして販売する独占的権利と自由を、その題号が記録されてから28年間、以下に定めるように保有する」。

4) (訳注) 1831年法4条:「何人も、発行の前に、その書籍、地図、海図、楽曲、捺染、挿絵、あるいは彫刻の題号の印刷された写しを、著作者ないしは著作権者

恩恵を受ける権利がある。[これは、1886年マサチューセッツ地区巡回裁判所 *Carte v. Evans*, *Federal Reporter*, Vol. 27, 861, 863 事件判決において引用されている]。

19. 著作者ではないが、法定権利者らは、自ら保有する原稿を勝手に印刷、発行した者に対してその侵害によって蒙った損害をすべて賠償するように請求することができる。

20. 発行するために著作物を編集、創作する際の役務が、この2つの編集物に関しては、合意において無報酬であったが、その編集者の寄与は、それぞれの版につき自分の作業のために労賃が支払われたのと同じく効果的にその著作物の著作者の財産になると判断された。そして、もともとの著作物の権利者に付与された寄与に対する権限は、労働が贈与の範囲を超えてなされたように、その合意の用語によって必然的に暗示されているように贈与者のために信託になる。

が居住する地方裁判所の書記官室に納品しなければ、本法の恩恵を享受することはできない。そして、当該裁判所書記官は、それによって、直ちに、その題号を、この目的のために保管されている綴りに以下のような文章で記録することが指示され、要求される（著作者ないしは著作権者が写しを要求する時には常に、その著作者や著作権者に、裁判所の印を押印してその写しが交付される）。『○○地区。すなわち、以下の点を忘れないこと。西暦○○○○年○○月○○日、前述の地区の A. B. は、当事務所に、書籍〔地図、海図、場合によってはそれ以外〕の題号を納品した。その題号は文字では以下の通りである。すなわち、〔(ここに題号を挿入)。その者が著作者（場合によっては著作権者）として請求した権利は、連邦議会の《著作権に関する諸法律を修正するための法律》という題号の法律を遵守している。当該地方裁判所書記官 C. D. 〕』。書記官は、その記録に対して、前述した当該権利を請求する者から 50 セント、さらに現に請求者ないしはその権利譲受人に押印の上、その写しが付与された場合にも、各写しに対して同額を受領することができる。さらに、そのような書籍、地図、海図、楽曲、捺染、版画、彫版の著作者ないしは著作権者は、そのような書籍、地図、海図、楽曲、捺染、版画、彫版が発行されてから 3 ヶ月以内に、前述の地方裁判所の書記官に発行物の複写を納品ないしは納品させなければならない。毎年少なくとも 1 回、そのような著作権の記録をすべてリストに挙げて認証し、そのように記録された題号、記録の日付、さらに本法にしたがって地方裁判所の書記官室に納品された書籍ないしはその他の著作物の各複写もすべて一緒に、国務長官の執務室での保存のために国務長官へ回送することは、各地方裁判所の書記官の義務である』。

21. その著作物が創作されたように交付され、そして、その書籍の権利者は、その合意が実行された時に取得されたもの以外には何ら権限の証拠書類を必要としない。
22. 権利者は、寄与者から譲渡を受ける必要はない。なぜなら、寄与者には、その寄与に対して何の権限も、その著作物の版につき著作権の不完全な権利もないからである。
23. 著作権を取得するために、その対象が書籍であれば、発行前に、その書籍の複本を地方裁判所の書記官室に納本しなければならない。そして、申請者は、発行された各版の複本1冊1冊の扉の頁あるいはその次の頁に、「連邦議会の法律に従って、〇〇〇〇年、A. B. によって、〇〇地方裁判所の書記官室で登録した」という文章を挿入させることで、保証された期間、保護されている著作権の情報を提供しなければならない。
24. これらの要件を遵守しないと、著作権が無効になる。
25. 著作権法5条⁵⁾は、保護期間のあいだ発行された各版のそれぞれの複本に同じ表示が挿入されることは必要ではない。その結果、第2版、その後のそれぞれの版にも正確に最初の登録の日付を記載しておく必要がある。
26. 連邦議会の法律は、コモン・ローのルールによって解釈される。その解釈は、立法府の真意と意味を推し進めるものでなければならない。しかし、解釈の範囲は、決して対象とその周辺の状況に適用される言語を超えて拡大することはできない。
27. 同5条は、著作権の表示を要求しているが、同一の書籍の続版の場合

5) (訳注) 1831年法5条:「それが書籍の場合には、扉頁ないしは扉頁のすぐ後ろの頁に、保証された期間に発行されるすべての書冊の各複本に以下の言葉を挿入させることによって、ないしは、地図、海図、楽曲、捺染、挿絵ないしは彫刻の場合には、それらの表面に以下の言葉を刻印させることによって、あるいは、地図、海図、音楽ないしは彫刻の巻の場合には、その題号ないしは扉頁の上に、以下の言葉を挿入させることによって、保証された著作権の情報を与えなければ、何人も本法の利益を享受することはできない。すなわち、『〇〇〇〇年、連邦議会の法律に従って、〇〇地方裁判所の書記官室で書記官 A. B によって登録された』(事情に応じて)」。

には発行日付を変更することを要求していない。しかし、同5条の意味は、著作権期間に発行された全ての改訂版には、同じ所定の形式の新しい通知を表示しなければならないということである。

28. 初版が発行されたとき、著作権表示の要件を遵守することは、その初版に対する保護であるが、それは、注釈付きの第2版、さらに改良のあるその後の続編に対する保護でない。

29. 著作物の初版以外の版に対する著作権は、同一の著作物の追加版あるいは修正版に付与される。そして、各著作権は保護された時の日付を付さなければならない。

30. 変更も追加もない続版には、登録は初版と同じでなければならない。続版に注釈や改良を加えた場合、著作権法の意味からすれば、新しい書籍である。

31. 特許と同様、著作権も、権利が付与された時に存在しなかったものを全く保護しない。

32. 仮に、正当に付与されたならば、書籍の印刷された複本は地方裁判所の書記官の事務室に納本された時に、書籍の著作権によって、その書籍に含まれていた全ての点について保護が与えられる。

33. 著作権法2条⁶⁾に基づいて著作権の更新が認められたときは、常に、その要件は、そのように保護された著作物の権限が改めて記録されなければならないということである。しかし、初回の登録の日付が、続版のそれ

6) (訳注) 1831年法2条:「前述の期間の満了時に、著作者、発明者、デザイナー、彫刻師、あるいはその著作物がもともと2名以上の者によって作曲され、作成された場合には、それらの者のいずれかが、未だに生存し、合衆国の市民ないしは居住者であり、あるいは死亡しているが、その未亡人、子供のいずれかないしは全員が生存している場合には、同一の排他的権利は、そのような著作者、デザイナー、彫刻師、あるいはすでに死亡している場合には、その未亡人と子供に引き続き14年間の期間、継続する。定められる。同様に保証された著作物は、その題号が再度登録されなければならない。もともとの著作権に関して、本法で要求される以外の要件は、更新された著作権に関しても遵守し、最初の期間の満了6ヶ月前までに履践していなければならない」。

それで明記されなければならないということを示している定めはない。

34. 本件合意は、著作権の法的権限を保有する訴外ウィートン夫人 (Mrs. Wheaton) が、書面による原告の同意がなければ、新しい版に原告の注釈を使用してはならないということである。さらに、訴外ウィートン夫人は、原告が適切と考えれば、原告に注釈を利用する権利を与えなければならないという内容であった。それは、あらゆる点で、契約に相当するものであった。つまり、著作権の法的権限を原告に移転し譲渡するという契約であった。

35. 仮に、それを要求する権利が、原告によって放棄されていない場合には、エクイティは契約に定められたように正式な契約書の執行を強制したであろう。

36. 本件では、原告との合意により、訴訟で問題になっている版に関する限り、訴外ウィートン夫人は、注釈が創作された時点で、その注釈の絶対的権利者になった。そして、訴外ウィートン夫人は、その財産権を保護するために、さらに、それとともに、注釈を正しく複写する権利も取得した。しかし、訴外ウィートン夫人は、それによっても、原告の同意なくしては、注釈付き著作物の第3版において、原告の注釈を使用する何らの権利も権限も、法的にもエクイティ上も取得していなかった。

37. 著作権によって保護されたときでも、文芸的財産権は、多くの点で人的動産の財産権とは違っている。人的動産の財産権の期間は、幾分異なるルールによって規制されている。しかし、著作権という財産権の本質と期間は、著作権が取得される前、そして、その保護の権利が不完全である間は、別の財産権の期間とは全く似ても似つかわない。

38. 前もって著作権が認められた書籍の新版のために創作された注釈や改訂の権限は、雇用契約により、書面での譲渡がなくとも、従業員から書籍の権利者によって取得されることがある。[これは、1890年ニューヨーク南部地区巡回裁判所 Black v. Henry G. Allen Co., Federal Reporter, Vol. 42, 618, 625 事件判決において引用されている]。

39. 本件においては、契約によれば、その書籍の権利者は、その財産権の

保護のために、書籍の著作権に対する権利とともに、2つの後続の版への寄与に対する排他的権利を取得すべきであるというものであるならば、そのような権限は、単なるライセンスであると判断することはできない。

40. 同じ取り決めによって、著作権の不完全な権利はその書籍の権利者に移転される。

41. この未完な権利は、著作権法に定められた制限以外の制限が課されることはない。そのため、本件の書籍の権利者は、通常の形式で著作権を取得した。訴外ウィートン夫人は、注釈についての自分の財産権が終了する時に、自分自身と原告の保護のために著作権を取得した。

42. エクイティ裁判所の見解では、本件原告は、注釈のアレンジと、注釈がテキストと組み合わせられ、結び付いたモードを含めて、注釈のエクイティ上の権利保有者であり、財産権の保護のために、その書籍の権利者（訴外ウィートン夫人ら）によって取得された著作権の権利保有者でもあると判断された。

43. 何が当事者に調査するように命じようとも、エクイティ上は、通知で十分であるというルールがあるが、それよりもよりよい解決策はない。

44. 信託財産 (trust property) を取扱う者には通常の注意力が必要である。信託財産を取扱う者が調査を課されながら、調査をしなかった場合には、任務を適切に遂行していれば入手していたはずの合理的に考えられる知識を全部もっていたものとして責任を負うことになる。

45. 擬制的通知でも十分であると判断された。なぜなら、当事者がこれからある行為を行おうとしている時に、自分の行為によって、第三者の権利に影響を与える可能性があると考えるべきで、事実状態に関する調査は道徳的義務であり、注意力に関する調査は正義の行為であるからである。

46. 信託財産を取り扱う者が、この調査を省略した場合、そのとき適切に調査を行っていれば、知ることができた事実につき全て知っていたものとして責任を負う。

47. 通常の注意力のある者であれば、行動を拒否するような状況であると

きには、常に、調査は道徳的な義務に過ぎない。

48. 本件で専門家は、この書籍の2つの版を比較して、この2つの版が性格上同じか否かという点に集中して証言した。このようなケースでは仕方がないけれども、複数の専門家の意見は、性質上、二次的証拠に過ぎないと判断された。

49. 当裁判所は、満足のいく結論を得るためには、専門家の比較自体を検証する必要があると判断したが、とはいえ、この専門家の比較も大いに役立った。

50. 本件では、あの被告が編集した版が訴訟の対象であり、その被告がどのように原告の注釈を使用したのかという事実問題が当裁判所によって判断された。

51. あの被告が原告の注釈を使用したとすれば、法律問題は、その使用が合法的であるか、あるいは、それが原告の権利を侵害するかどうかである。

52. 証明することは困難であるかも知れないが、仮に、原告が主張しているような侵害を、当裁判所に納得させるように立証しなければ、原告は、何ら命令を発してもらうことはできない。なぜなら、立証責任はそれを主張する側が証明しなければならないからである。このようなケースでは、当事者は、侵害があるかどうかは、主としてそれぞれの書籍の内容を比較することで立証しなければならない。

53. 状況証拠を採用するどうかは任意であるが、正義を実現するためには、常に状況証拠の助けが必要である。

54. 調査の性質上、あるいは直接証拠が欠如しているために、状況証拠を使う必要性が生じた時にも、証拠の関連性に対する異議が認められないのは通常である。なぜなら、状況的事実の効力と影響力は、常にあるいはほぼ常に相互に結び付いているからである。

55. バラバラに考察すると状況証拠も決定的ではないが、状況証拠の数とそれらが一体となった時の働きによっては、時に、道徳的一致によって裏付けられるならば、十分、完全かつ決定的な証拠になるかも知れない。

56. 著作権侵害のケースにおいて、そのまま引き写したという最強の証拠は、2つの著作物において誤植が偶然一致することから導き出されることがある。[これは、1887年ニューヨーク南部地区巡回裁判所 *List Pub. Co. v. Keller*, *Federal Reporters*, Vol. 30, 772, 774 事件判決において引用されている]。

57. 引用が偶然一致することも、そのまま引き写したという別の証拠である。そのため、計画とアレンジが同一であるということは、この複写の証拠の1つである。

58. 誰でも自由に利用できる出典から既存の資料を引き写したり、既存の資料をアレンジして組み合わせたり、既存の資料を以前には知られていなかった方法で用いたりして創作した著作物の作者が、それに著作権を主張することは正当である。なぜなら、選択やアレンジ、組み合わせをしたとき、あるいは新規で有益な物に達したときに、作者のスキルと裁量が行使されたからである。[これは、1887年ミズーリ東部地区巡回裁判所 *Hanson v. Jaccard Jewelry Co.*, *Federal Reporters*, Vol. 32, 203 事件判決において引用されている]。

59. そのような著作物の作者には、自分の考えや内省、意見に認められる権利と同様、自分の計画や方法、アレンジにも権利が認められる。

60. 別の目的のためであれば、誰でも古い資料を使用することはできる。しかし、先行する作者の計画やアレンジ、またはそれらの資料の組み合わせをそのまま引き写すことはできない。

61. そもそも資料の出典に存在した古い資料を使うことも、また被告が、新しくオリジナルの文章を説明するために古い資料を使うことも、あるいは、特殊な計画と組み合わせが著作権によって保護されている先行の著作物があった場合に、その著作物で用いられた目的とは実質的に違った目的で、古い資料を使うこともできる。

62. しかしながら、誰も著作権のある先行する著作物の中で収集され、備え付けられた素材を使うことはできない。誰も、著作権のある先行する著

作物の中の計画やアレンジを、フェア・ユースの定義の範囲に該当する範囲を超えて使うこともできない。このフェア・ユースというルールは、素材にしか適用できなく、計画やアレンジには適用できない。

63. 本件である被告は、原告によって収集、アレンジ、組み合わせられた事実、引用文、先例を利用した。あの被告の著作物は、原告の著作物と同一分野を占め、同じ一般的な目的のために、作成、構想されたものであった。

64. 書籍を印刷、再刷、発行、販売するという著作権法によって保護された独占的権利と自由は、そもそも著作者とその権利譲受人の利益のために、複本を再製するための排他的権利である。[これは、1886年オハイオ南部地区巡回裁判所 *Henry Bill Pub. Co. v. Smythe*, *Federal Reporter*, Vol. 27, 916, 921 事件判決において引用されている]。

65. 知的労働と判断力に係わったオリジナルな著作物の要約が、別の人物によって、その著作者の同意なく、作成され、凝縮された場合にも、オリジナルな著作物の著作権の侵害ではない。

66. 何が公正で誠実な要約かは、裁判所が判断するには極めて困難な問題である。本件で、あの被告の書籍は要約ではない。

67. 複製とは、一字一字の引き写しだけではなく、様々なモードがある。たとえば、発行物が借用されたり、模倣されたり、移転されたりするが、それも多かれ少なかれ、その素材のもとの出典を隠すために誤魔化した改変がある。

68. 著作権の侵害になるには、著作物の全部ないしは一部が複写されることは必ずしも必要ではない。

69. 先行する作家が創作、構成し、著作権を取得した書籍が、全体、あるいは部分的にオリジナルであってもなくても、後続の作家はそれを使用することができる場合がある。

70. この点で、権利者の同意なしに特許のある物を使用することが一切認められない特許権とは、著作権は異なる。

71. 複写することなく、同じ書籍を再び作することは、あり得ないようでは

あるが、それは侵害ではないだろう。

72. 2冊の書籍の内容、アレンジ、組み合わせが同一であることは、第2の書籍が第1の書籍から借用したという強い証拠である。なぜなら、2人の著作者が、それぞれの思考や、時として、同じ言葉で感情を表明したり、同じ方法やアレンジを採用するということもほとんどあり得ない話であるからである。

73. 著作権のある著作物を複製するという意図がないというだけでは、複製の罪を免れることはない。裁判所はその結果を見るが、訴えられている行為を行った時点での被告の心の内にあった意図を見ることはない。

74. 複製するという意図の証拠は、フェア・ユースの問題にいくらか関係するかも知れない。しかし、フェア・ユースを申し立てる当事者が、原告の著作権を侵害した場合には、フェア・ユースは抗弁ではない。

75. 他人が、著作権のある著作物からたくさん複製したために、元の著作物の価値が著しく減少し、もともとの著作者の労働が侵害といわれる程度にまで、その者によって使われてしまった場合には、それが侵害といわれるのには十分である。

76. 著作物を批評する際に、その著作物全体を正確に批評しようとするれば、その著作物から十分に借用しなければならないかも知れない。しかし、要約の特権は、批評という目的に限定され、批評が批評される著作物に取って代わるような程度に至るまで行使することはできない。

77. 複製された量も価値も少なく、全く悪い動機の証拠もなく、法的権限の根拠につき確かな疑いがあったり、侵害を長い間黙認して救済を求めるまでに相当長い期間が経過したため被告に誤解させるような怠慢があった場合には、エクイティは、差止命令を発動して著作権のある書籍のさらなる使用を禁止するようなことはないだろう。

78. 新しい素材は著作権の対象である。同様に、新しい計画にしたがってアレンジされた古い素材も著作権の対象である。あるケースでは、新しい素材の使用によって損害賠償が課され、別のケースでは、新しいアレンジ、

新しい組み合わせ、あるいは新しい計画にしたがった古い素材を他人が使用したことで損害賠償が課された。

79. 本件のように、2つの著作物の比較が複雑である場合は、裁判所が審理する代わりに、裁判所主事に事実の調査と書籍が類似しているのかどうかについて意見を求め、それを報告するように囑託された。裁判所がそのような囑託を命じない場合もある。

80. 書籍は、一部では他人の著作権を侵害しているが、他の部分では侵害者のオリジナルであることもある。そのようなケースで、侵害を超えて救済が拡大されることはない。[これは、1894年ニューヨーク北部地区巡回裁判所 *West Pub. Co. v. Lawyer's Co-operative Pub. Co.*, *Federal Reporter*, Vol. 64, 364 事件判決において引用されている]。

81. 後続の書籍で借用した物が、先行する書籍と極めて関連し合っていて、後続の著作者がその素材を不適切に使用した場合には、その結果に対する責任を甘受しなければならない。

82. そのようなケースで、仮に、差止命令が、特定の書籍で模倣者のオリジナルな素材の使用も禁止した場合にも、模倣者は、模倣した部分とオリジナルの部分の部分が混合した部分に対してしか責任を負わない。

83. 誰にも、先行する著作者の著作権で保護されている文学的労働を利用する権利はない。たとえ、それが、同一の情報を公衆に伝達するために、既発行の著作物に自分で追加的に情報を付け加える場合もそうである。

84. 著作権侵害を理由とするエクイティ訴訟は、最終弁論の前に、通常、著作権侵害の責任が証明されているかどうかを確認するために、裁判所主事に委嘱される。

85. そのようなケースで、原告勝訴であれば、裁判所によって差止命令が下される。仮に、判決言渡しの時点で、差止命令の仮決定が下されたならば、事件全体がそれから裁判所に係属するので、被告が原告の権利をさらに侵害することを禁止することができる。

86. 裁判所主事への委嘱やその報告の前に、その事件が裁判所で審理され、

仮に、侵害の深刻さが低く、裁判所主事への委嘱なくとも容易に判断できる性格であり、さらに、差止命令がそのケースに適切な救済である場合には、裁判所としては、本案につき判決を言い渡す時点で差止命令を下すことになるだろう。

87. 何の報告もなく、最終弁論に至ってしまった場合、仮に、侵害の嫌疑が強く、広範に審査を必要とするならば、裁判所としては、まだ確定していない事項について報告するように、事件を別の裁判所主事に送付するのが通常であろう。

88. そのようなケースで、一般的には、侵害がどのような性質か、さらに侵害の範囲が完全に確認されるまでは、差止命令が付与されない。なぜなら、差止命令は、正義に反する重大な働きがあるからである。本件でも、このように進化した。

89. エクイティ訴訟は、弁論が最終的に閉鎖された場合には、さらなる弁論を行うことができない。しかし、裁判所は、当事者が弁論再開を望み、弁護士も弁論再開を要求した場合には、別である。

原告は、ウィリアム・ビーチ・ローレンス (William Beach Lawrence, 1800–1881) で、被告は、リチャード・ヘンリー・ダナ (Richard Henry Dana, Jr., 1815–1882)、チャールズ・コフィン・リトル (Charles Coffin Little, 1799–1869)、オーガストゥス・フラッグ (Augustus Flagg, 1818–1903)、ジョン・パートレット (John Bartlett, 1820–1905)、ヘンリー・J. マイルズ (Henry J. Miles)、マーサ・B. ウィートン (Martha B. Wheaton, 1802–1881?) である。エクイティの訴状によれば、原告は被告らに対して、勘定請求と、訴外ウィートン (Wheaton's) の「国際法の要素 (Elements of International Law)」という注釈付きの一定の版のいわゆる著作権の侵害を根拠として差止命令を請求している。この亡ヘンリー・ウィートンの未亡人であった訴外キャサリン・ウィートン (Catharine Wheaton) は、1853年、死亡したが、生存中、原告に、訴外ウィートンの国際法の原理 (Whea-

ton's Elements of International Law) の新版を執筆することを実質的に依頼してきたという。原告は、その要請に応じて、自分に適切に思えた目的のために注釈を執筆し、また、亡著作者の人生の完全で慎重な回想録と一緒に、付録とはしがきも作成した。アメリカ国内版は、以前に含まれていなかった内容を含んだ版であるが、その著作権はその権利者として訴外キャサリン (ウィートン夫人) が正当に保有した。同書は、引き続き、リトル・ブラウン・アンド・カンパニー社 (Little, Brown, & Company) によって発行され、その出版社との契約から生じるすべての利潤は、未亡人の訴外キャサリンが受領した。それは、原告が自分の版を作成することを企画したときに、原告が考えた利潤の行き先と同じであった。その後、原告は、同じ筋から類似の要請があったので、同一の書籍に別の注釈を執筆し、その著作権も同じように未亡人の訴外キャサリンが保有するようにして、その版も、発行人は同一で、1863年に発行された。助言を受けた原告は、これら2つの版に関して、未亡人の訴外キャサリンとのやりとりは説明されたように、彼女には、これら2つの版での注釈とこの著作物への追補を使う権利以外、その注釈と追補にある有益な利益を何らもたらないように機能していたと信じていたという。実際には、関係者によって、それらの版の利潤は、前述の書籍を除き、原告に帰属するものであり、その著作権も原告が取得し、ただ、理解と合意に従って、未亡人の訴外キャサリンが信託によってその著作権を保有するものと理解され、合意されていたものであるという。原告の編集した版が発行される前には、原告が主張するように、著作者である訴外ウィートンは、4つの版、つまり、2つの版はフィラデルフィア、1つの版はロンドン、残りの1つの版は1848年にライプツィヒ (全2巻) で、出版社 F.A. ブロックハウス (F.A. Brockhaus) からフランス語で発行されている。1848年版 (ライプツィヒ) では、著作者である訴外ウィートンは、以前に自分で英語版で発行しなかった多くの新しい内容を、フランス語版の本文と脚注に挿入して発行した。そして、その1848年、著作者である訴外ウィートンは死去している。フランス語版は、出版

者ブロックハウスによって1853年によって再刷された。1860年になると、原告は、著作者であった訴外亡ウィートンの家族が認識も同意もしていないのに、1848年フランス語版、1853年フランス語版を出版社ブロックハウスが発行したことを知った。さらに、原告は、出版社ブロックハウスが、それまでウィートンの家族にも著作権の対価を一切支払っていなかったこと、同書の更なる版を発行することを検討していることを聞きつけた。このような事情と未亡人の訴外キャサリンの要望もあり、原告は、フランス語の続版発行につき出版社ブロックハウスとの交渉を開始した。交渉の結果、原告が自らの注釈を修正し、それをフランス語に翻訳して出版社ブロックハウスから発行するという合意に達した。そして、原告は、ヨーロッパで新しい版を販売するために自らの注釈に手を入れ、発行の時までに、その著作物自体を可能な限り完璧にするために補充もしたという。著作者の訴外亡ウィートンの家族は過去に発行された版と、これから出版される版について、出版社ブロックハウスに対する原稿料等の請求権をすべて放棄したという。出版社ブロックハウスは、その請求権放棄の対価として6,000フランの額と翻訳の作業に生じる費用を一部負担するために450ドルを原告に支払うように、原告によって指示されたならば、それらを未亡人の訴外キャサリンに支払うことで同意したという。その合意が成立する前に、原告は未亡人の訴外キャサリンと彼女の代理人である娘で被告マーサ・B・ウィートン (Martha B. Wheaton) に、自分が排他的支配権を有していない書籍にはもう仕事はしないと通告してきたという。つまり、原告は、著作権が全部自分に引き渡されるという条件であれば、提案された取り決めにおいて自分に要求された仕事だけを引き受けるだろうと述べたという。未亡人の訴外キャサリンは、本件書籍の著作権という法的権限を保持し続けたいという大きな要望を表明して、訴外パーソンズ教授 (Professor Parsons) に自分を代理する権限を与えたいと原告に要請した。それは、原告が望むことを実質的に確保し、同時に、未亡人の訴外キャサリンにも受け容れられる取り決めを成立させるためであった。そして、原告が主張したことは、

自分は代理人を立てたいという提案に同意し、何度か、代理人パーソンズと協議し、本件訴状に記載されている覚書で表明されていたように、著作権とその他の事項に対する権限については代理人パーソンズと合意に達したということである。つまり、「覚書。ローレンスは、ブロックハウス氏が、未亡人ウィートン夫人を受取人とする 6,000 フランの手形を直ちに振り出すようにブラックハウス氏に手紙を書く」という内容であった。原告は、また、フランス語への翻訳に掛かった現実の費用をできるだけ多く訴外ブロックハウス氏から捻出してもらうように努力するが、訴外ブロックハウス氏から調達することができなかった場合には、その費用は訴外ブロックハウス氏の手形の振出額から支払うことになるだろうという。訴外ブロックハウス氏からの手形の支払いがあれば、未亡人の訴外ウィートン夫人は、原告ローレンスの注釈をその同意なくして、新版では使用しないということに合意し、さらに、未亡人の訴外ウィートン夫人は、原告ローレンスに、彼の注釈を自由に使用する権利を与えるだろうという。代理人パーソンズは、その覚書がより確実に未亡人の訴外キャサリン・ウィートンによって承認されるように、娘である被告マーサ・B.ウィートンに渡す紙の上に、覚書に一般的に表明されたように、自分と原告は完全に友好的な結果に達したと書いて、さらに、被告マーサに、この結論に満足であれば、母である訴外キャサリンが被告マーサのために覚書の写しを作ることになっていると提案した。代理人パーソンズは、その覚書がより確実に未亡人の訴外キャサリン・ウィートンによって承認されるように、被告である娘のマーサに渡す紙の上に、覚書では一般的に表示されるように、自分と原告は完全に友好的な結論に達したと書いて、さらに、被告マーサに、この結論に満足であれば、母である訴外キャサリンが被告である娘マーサのために覚書の写しを作ることになっていると提案した。また、原告によれば、被告マーサは、その後、母の訴外キャサリンと自分のために、その結論を自分たちが承認したことを表すために、本件覚書に署名し、そして、その上に、日付を「1863年6月14日」と記入し、覚書を原告に引き渡すように手配したという。

その後、合意に追加があり、また合意の条件も、当事者間での書簡のやりとりで見られたように、いくつか変更された。しかし、原告は、自分が助言されて、信じていたことは、合意に対する変更が、アメリカでの著作権に関係する合意の部分を変更しないということであった。原告は、また、訴外ブロックハウス氏が未亡人の訴外キャサリンに一定額を支払うという合意に対する対価が、当事者によってよく認識、理解されていたように、この著作物の将来の版に原告が新しく追加的な注解を提供するという約束であったと主張した。原告は、代理人パーソンズと合意したように、訴外ブロックハウス氏に手紙を書いたが、その手紙は、他の当事者によっても承認され、被告マーサと未亡人の訴外キャサリンによって、訴外ブロックハウス氏へと送付された。さらに、未亡人の訴外キャサリンは、1863年6月17日、覚書の中で特定された金額の為替手形を振り出した。そして、その手形は、前述の手紙と約束と原告の企画の結果として、正式に引き受けられ支払われたという。

原告の言い分であり、原告が主張したことは、1865年1月1日の段階で、1836年と1846年にそれぞれ発行された版に有効に存続するはずの著作権は存在しないということである。そして、1855年と1863年に発行された版の著作権は、仮に、前述の先行する版とは内容的に違った版であれば、1855年版と1863年版に対する排他的な権利が保証されるべきであるということである。また、原告によれば、著作権に関する連邦議会の法律によって要求されるように、前提として、記録されることが許されるような性質の原告の権利をすべて原告に確保するために、未亡人の訴外キャサリンは正式文書を作成し、原告に交付すべきであるというのは、代理人パーソンズを通じてなされた合意の一部であったという。他の被告らも、この合意はすべて通知されて認識していたし、原告こそが、エクイティ裁判所でその合意の効力によって、前述のように、原告が寄与した事項すべてにつき前述した著作権の保有者であり権利者であると理解され、みなされていると原告は断言した。それゆえ、原告は、本件書籍の前述の版のどれに

も、原告が寄与した注釈を、被告らが使用してはならないという義務を負っていたと断言する。これまでの主張だけではなく、さらにこれ以外の主張に基づいて、原告は、エクイティ上、自分が2つの版で寄与した内容に対して著作権の排他的な保有者であり権利者であったと主張した。原告は、訴外リトル・ブラウン出版社 (Little, Brown, & Company) が、被告マーサとその母の利益のために、本書籍の1つの版を発行することに同意するように、被告マーサに斡旋し誘導したと非難した。それは、原告以外の誰かが注釈を執筆して編集した版であるという。そこで、リトル・ブラウン出版社は、被告の1人であるリチャード・H. ダナ (Richard Henry Dana, Jr., 1815-1882) にこの版を編集させ、注釈を執筆させるために雇用するように斡旋したという。さらに、原告は、被告らが、原告の同意もなく、提案された版を印刷、発行、一般に販売させたことを証明した。その上、原告は、被告らが、いわゆる誤魔化しのために改変をしていたことも指摘した。したがって、原告は、勘定請求と差止命令を請求し、さらに、被告らが、その非を認めて手元にある書籍の複本をすべて原告に引き渡し、原告のエクイティ上の権限に合致する1853年と1863年の著作権につき適法かつ十分な証明書を作成して交付するように請求した。

J. J. スローロウ (James Jackson Storrow, 1837-1897)。(スローロウは、1822年から訴状が提出されるまでの期間の原告と著作者ウィートン、ウィートンの家族の関係について、さらに、被告らの幾人かと、その他の各人と原告の関係は、記録に印刷された文書のやりとりから理解したことを極めて詳細に証言した)。

訴外ブロックハウス氏との交渉は1860年に始められた。そして、訴外ブロックハウス氏からの最初の明確な提案は、訴外ブロックハウス氏が1863年の第2版の版下を見てから後である。これらの交渉はすべて、文書のやりとりによってであり、その文書は亡ウィートンの家族と被告リトル

(Charles Coffin Little, 1799–1869) へ伝達されたものであり、現在、本件につき当事者間でやりとりされた文書と一緒に裁判所に提出された。訴外ブロックハウス氏が、原告ローレンスによってなされることになっている校正と一緒に、原告ローレンスの注釈をフランスとヨーロッパ大陸で印刷する排他的権利を取得するために申出をするように被告リトルと著作者の亡ウィートンから勧誘されたということは、本当であり、著作者の亡ウィートンにもその当時、知らされていたという。そこで、ウィートンの家族を代理したハーバード・ロー・スクール (Dane Law School) の訴外パーソンズ教授 (Professor Parsons) との交渉の後に、訴状に記された合意により、原告ローレンスが訴外ブロックハウス氏から要求された約束を果たしてから、ウィートンの家族は金銭を受け取った。この契約は、ウィートンの家族を代理する優秀な弁護士によって交渉され締結された。その契約は、原告ローレンスが労力を果たすことによって、ウィートンの家族が 6,000 フランを受け取ることを保証した。この契約は、原告ローレンスに重大な労働と犠牲を課すことになった。それは、せいぜい、被告らが原告に適正に帰属すると認めている著作権に対する正式な権限を原告に与えたに過ぎない。本件訴訟の時までは、被告らは、詐欺を理由に以下の点を避けることができれば、非常に満足であると常に断言していた。つまり、被告らは、原告が訴外パーソンズ教授を欺罔し、あるいは原告は意図的にある事実や認識手段を訴外パーソンズ教授に隠匿し、そして、この欺罔や隠匿は、実際、ウィートンの家族に合意させた誘因であることを明確に証明しなければならないということである。Joseph Story, *Commentaries on Equity Jurisprudence*, 9th. Edition, Vol. I, 1866, § 200 et seq.; 1838 年貴族院 *Attwood v Small*, Clark & Finnelly, Vol. 6, 232, 447⁷⁾; 1862 年マサチューセッツ州最高裁判所 *Park v. Johnson*, Allen, Supreme Judicial Court of

7) (訳注) C. Clark and W. Finnelly, *Reports of Cases heard in the House of Lords, on Appeals and Writs of Error, and decided during the Sessions 1838–39*, Vol. VI., 232, 447.

Massachusetts, Vol. 4, 259, 266⁸⁾; 1853年財務裁判所 *Jennings v Broughton*, *De Gex Macnaghten & Gordon*, Vol. 5, 128, 130; 1845年メイン地区巡回裁判所 *Veazie v. Williams*, *Federal Cases*, Vol. 28, 1124 [Case No. 16, 907]; 1834年王座裁判所 *Campbell v Fleming*, *Adolphus & Ellis*, Vol. 1, 40 参照。明らかに、文書のやりとりは、これに全部、反対のことを証明している。ウィートンの家族が6,000フランを受領した時から、エクイティ裁判所の見解では、原告ローレンスは、注釈の絶対的な保有者であった。覚書は、原告の著作権を将来的に保証することも要求しているので、これらの文書のやりとりは、当事者が、覚書にはそのような効力があり、原告の著作権を提訴後に拒絶するために被告らが、この覚書を利用することはできないという理解があったことを示している。*Causen Browne, A Treatise on the Construction of the Statute of Frauds*, Boston 1857, §§ 444–446 参照。ほかの著作権訴訟でも、このような合意は、偽版を根拠とする勘定請求や差止命令を支持するには十分であると判断されてきた。そして、それは、直接、契約相手方に対する訴訟だけでなく、契約相手方が確かに別にいるが、現実の通知を受け取っていない契約相手方の書籍を発行した発行人に対する訴訟でも、同様である。*Curt. Copyr.* 315⁹⁾; 1826年大法官裁判所 *Mawman v Tegg*, 2 Russ. 385; 1838年大法官裁判所 *Sweet v. Shaw*, 3 Jur. 217; 1838年大法官裁判所 *Colburn v Duncombe*, *Simons Chancery*, Vol. 9, 151, 155¹⁰⁾; 1841年大法官裁判所 *Sweet v Cater*, 5 Jur. 68, *Simons*

8) (訳注) Charles Allen, *Reports of Cases argued and determined in the Supreme Judicial Court of Massachusetts*, Vol. 4, Boston: Little, Brown and Company, 1864.

9) (訳注) George Ticknor Curtis, *A Treatise on the Law of Copyright in Books, Dramatic and Musical Compositions, Letters and other Manuscripts, Engravings and Sculpture, as Enacted and administered in England and America; with some Notices of the history of literary property*. Boston: Charles C. Little and James Brown. London: A. Maxwell and Son, 1847, 315.

10) (訳注) Nicholas Simons, *Reports of Cases decided in the High Court of Chancery by the Right Honorable Sir Lancelot Shadwell, Vice-Chancellor of England, containing cases in 1837, 1838 and 1839, with a few in 1840*, Vol. 9, 1840.

Chancery, Vol. 11, 572; Longman v. Oxberry (1820), cited in Richard Godson, A Practical Treatise on The Law of Patents for Inventions and Copyright, London 1823, 314 参照。この証拠と、特に両当事者間の文書のやりとりは、この覚書に当事者の全体的で真の合意が含まれていることを明確かつ明示的に示している。